

(様式1-4①)

東松島市復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(東松島市(町村)交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合(d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		D-17-1	野蒜北部丘陵地区都市再生事業計画作成事業	(東松島市)野蒜北部丘陵地区(新市街地)	東松島市	被災市街地復興土地区画整理事業(約80ha)の事業計画の家の作成	0.5	887,000	887,000	665,250			
2	○		D-17-2	東矢本地区都市再生事業計画作成事業	(東松島市)東矢本地区(新市街地)	東松島市	被災市街地復興土地区画整理事業(約23ha)の事業計画の家の作成	0.5	343,000	343,000	257,250			
3	○		D-23-1	東松島市防災集団移転促進事業(計画策定費)	(東松島市)野蒜地区大曲浜地区浜須賀地区立沼地区浜市・牛網地区宮戸地区	東松島市	防災集団移転促進事業に伴う住宅団地の計画策定費としての調査測量費	0.5	129,000	129,000	96,750			
9	○		D-4-2	災害公営住宅整備事業(鳴瀬給食センター跡地)	(東松島市)鳴瀬給食センター跡地	東松島市	設計業務 20戸	0.75	32,550	32,550	28,481			
								合計額	1,391,550	1,391,550	1,047,731	0	0	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興政策部復興政策課	担当者氏名	
市町村名	東松島市	電話番号	0225-82-1111 内線1231	メールアドレス	

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
 (注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。  
 (注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)  
 (注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗が遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。  
 (注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(\*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

東松島市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(東松島市(町村)交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
3	○		D-23-1	東松島市防災集団移転促進事業(計画策定費)	(東松島市)野蒜地区大曲浜地区浜須賀地区立沼地区浜市・牛網地区宮戸地区	東松島市	防災集団移転促進事業に伴う住宅団地の計画策定費としての調査測量費	0.5	129,000	129,000	96,750			
4	○		D-23-2	東松島市防災集団移転促進事業(事業費)	(東松島市)野蒜地区大曲浜地区浜須賀地区立沼地区浜市・牛網地区宮戸地区	東松島市	防災集団移転促進事業に伴う住宅団地の事業費として用地取得費、農地等の買取り費用	0.75	5,213,000	5,213,000	4,561,375			
5	○		D-13-1	がけ地近接等危険住宅移転事業	(東松島市)	東松島市	がけ地等の崩壊等の自然災害により、生命に危険を及ぼす恐れのある危険住宅から安全な場所に移転を行う者に対し支援する。	0.5	283,200	283,200	212,400			
6	○		D-21-1	下水道事業(汚水)	(東松島市)野蒜地区	東松島市	公共下水道整備事業委託 集団移転地区詳細設計 A=52.1ha	0.5	78,000	78,000	58,500			
7	○		D-21-2	下水道事業(汚水)	(東松島市)矢本東地区	東松島市	公共下水道整備事業詳細設計委託 集団移転地区詳細設計 A=23.6ha	0.5	48,000	48,000	36,000			
8	○		D-4-1	災害公営住宅整備事業(矢本東保育所移転跡地)	(東松島市)矢本東保育所移転跡地	東松島市	実施設計、用地造成(解体費含む)	0.75	35,210	35,210	30,808			
9	○		D-4-2	災害公営住宅整備事業(鳴瀬給食センター跡地)	(東松島市)鳴瀬給食センター跡地	東松島市	用地造成、工事費	0.75	355,815	355,815	311,338			
10	○		D-4-3	災害公営住宅整備事業(小野駅前土地区画整理地内)	(東松島市)小野駅前土地区画整理地内	東松島市	用地取得費、実施設計、工事費	0.75	81,379	81,379	71,206			
								合計額	6,223,604	6,223,604	5,378,377	0	0	

都道府県名	宮城県	担当部署名	復興政策部復興政策課	担当者氏名	
市町村名	東松島市	電話番号	0225-82-1111 内線1231	メールアドレス	

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。  
(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)  
(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の(4)に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗が遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。  
(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(\*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

東松島市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(東松島市(町村)交付分)

省庁名:文部科学省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
11	○		A-4-1	埋蔵文化財発掘調査事業	(東松島市)	東松島市	震災に係る個人住宅・零細企業・中小企業等の建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査、復興事業に伴う埋蔵文化財・重要遺跡の分布・試掘・確認調査を行う。	0.5	15,900	15,900	11,925			
								合計額	15,900	15,900	11,925	0	0	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興政策部復興政策課	担当者氏名	
市町村名	東松島市	電話番号	0225-82-1111 内線1231	メールアドレス	

- (注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
- (注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の(4)に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗が遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
- (注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(\*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。